

幸田町さんがね家さんチャレンジショップ プロジェクト（トライアル・サウンディング）実施要項

1 制度概要・目的

(1) トライアル・サウンディング制度について

トライアル・サウンディング制度は、公共施設等を民間事業者へ試験的に短期間使用していただき、公共施設のポテンシャルや活用方針を把握する手法です。暫定使用する者（以下「暫定使用者」）は、短期間での暫定使用のため、経済的なリスクや様々な負担を少なく事業を実施できるメリットがあります。また、本町にとっては、公共施設の市場性を確認できると共に、行政ではできない民間事業者のアイデアで地域の賑わいを創出するメリットがあります。

(2) 目的

幸田町の三ヶ根地域の玄関口で、三ヶ根駅西口に所在する「さんがね家さん」（三ヶ根駅前休憩所）は、昭和63年に開設し休憩施設としての役割を果たしてきました。

本町では、第7次幸田町総合計画において、南部地区で三ヶ根駅を活用した商業・観光業の充実も取り組みの一つとしています。そこで、行政主体の取り組みだけではなく、公民連携により「さんがね家さん」を有効活用し、地域の賑わい創出や町外からの誘客を推進し、三ヶ根地域の活性化に繋げることを目的としています。

2 対象施設

項目	内容
施設名称	さんがね家さん（三ヶ根駅前休憩所） ※使用の対象は施設の1階部分のみ
所在地	幸田町大字深溝字大池田18番地
建築年	昭和63年 ※令和6年に施設1階内装のリフォーム実施
面積	建築面積：142.90㎡ 延床面積：259.20㎡ (1階部分は142.90㎡)
施設内容	キッチン、バリアフリートイレ、授乳室、フリースペース
設備	電気：有 上下水道：有 ガス：無（プロパンガス用配管有） 空調：有 Wi-Fi設備：有

4 参加資格条件等

(1) 参加資格条件

ア トライアル・サウンディングによる暫定使用を希望する者（以下「申請希望者」）は、申請内容を実行する意思と能力（資格）を有する法人、個人事業主又は任意の団体とします。

イ 申請希望者は、単独又はグループ（複数の企業・団体等の共同体）とし、グループで申請する場合には、すべての構成員とその役割を明確にすることとします。

(2) 申請希望者の除外要件

申請希望者は、次のいずれかに該当する場合は申請できません。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てをしている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てをしている者

ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てをしている者

エ 暴力団等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第6号に規定する暴力団等をいう。以下同じ。）に該当する者。（申請希望者の構成員に1名以上暴力団等に該当する者が含まれている場合、暴力団等に該当する者とみなす。）

オ 幸田町入札参加者審査要綱（昭和59年幸田町要綱第8号）に基づく指名停止又は指名保留措置を受けていない者

カ 市町村税を滞納している者

キ 宗教活動又は政治活動を主たる目的としている者

ク その他、町が本制度の趣旨に照らして不相当と判断する者



5 実施スケジュール及び申請方法

日程	事項	手続き
令和8年4月6日(月)	実施要項公表	
令和8年4月1日(水)から 令和8年5月20日(水)	暫定使用者の募集期間 ※応募状況に応じて、早期に募集を締切の場合や募集期間を延長する場合があります。	申請希望者は以下のものを提出してください。 (1)参加申請書 (様式第1号) (2)誓約書 (様式第2号) ※受付後、ヒアリングを実施します。
	書類審査	町が申請内容を審査します。
令和8年5月下旬	暫定使用者の決定	暫定使用が決まった人へ決定通知書を交付します。
令和8年6月	施設の利用許可申請	暫定使用にあたり、施設の利用申請書を提出し、町と最終確認をします。
令和8年7月1日(水)から 令和8年10月31日(土)	暫定使用の実施期間	実施期間は期間中の1日以上1か月以内とします。
令和8年7月から 令和8年10月	モニタリング及び実績報告	暫定使用期間中に町がモニタリングを実施し、実施後に暫定使用者は実績報告書(様式第3号)を提出の上、町のヒアリングを受けていただきます。

6 使用の要件

(1) 使用の内容

暫定使用の内容は、次の全てを満たすこととします。

- ア 三ヶ根地域の賑わい創出や地域の活性化に資するものであること。
- イ 確実に実施できる内容であること。
- ウ 暫定使用にあたり、本町の財政負担（光熱水費を除く）を伴わないこと。

(2) 使用の対象外となるもの

次に該当するものは暫定使用の対象外です。

- ア 政治的又は宗教的活動
- イ 青少年等に有害な影響を与える物販、サービスの提供等
- ウ 騒音や異臭など、著しく周辺環境を損なうことが予想される活動
- エ 鉄道の運行に支障をきたす恐れのある活動
- オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1号、第7号及び第8号に規定する行為
- カ 公序良俗に反し、又は反社会的な活動
- キ 当該施設を第三者へ転貸するもの
- ク その他、町が本制度の趣旨に照らして不相当と判断するもの

(3) 使用期間及び時間

ア 暫定使用できる期間は、原則として1日以上1か月以内とし、複数日希望の場合は単日もしくは連続する日のいずれも可能とします。

尚、申請希望者間で希望する使用期間が重複する場合は、連続する日（より長い期間）を希望する者を優先します。

実施期間の延長や2回目以降の使用は、状況に応じて町と協議とします。

●暫定使用期間の決定例●

【例1】

Aさん：7/1～7/10を希望、Bさん：7/1.2と7/8.9を希望

→重複する7/1.2.8.9はAさんを優先

【例2】

Cさん：7月の毎週木曜日(7/2.9.16.23.30)を希望、Dさん：7/6～12を希望

→重複する7/9はDさんを優先

【例3】

Eさん：7/1～10を希望、Fさん：7/5～8/4を希望

→重複する7/5～10はFさんを優先

※使用希望のスケジュールについては、あらかじめ複数候補日を御検討ください。

イ 暫定使用できる時間は、午前7時から午後2時までの間とし、この間、開店及び閉店準備時間を除き、最少開所時間を2時間とします。

7 留意事項

(1) 費用負担等

ア 費用負担

暫定使用に係る一切の経費（光熱水費を除く）は、すべて暫定使用する者の負担とします。

ただし、光熱水費が町の予算を超える使用を確認された場合は、相当の費用を徴収する場合があります。

イ 施設使用料

暫定使用に係る施設使用料は無料とします。

ウ 暫定使用後は、暫定使用する者の責任でもって使用前の状態に現状復旧すること。

(2) 提出書類の取り扱い

ア 著作権の取り扱い

提出書類の著作権は、利用者に帰属しますが、提出書類は返却しません。

イ 無断使用の禁止

申請希望者の提出書類については、本制度の実施以外で使用しません。また、第三者に情報を漏らしません。

(3) その他使用にあたっての留意事項

ア 損害の責任

暫定使用者により町又は第三者に与えた損害については、その一切の責任を暫定使用者が負います。

また、暫定使用に伴うリスクは暫定使用者が負うものとします。

イ 法令等の遵守

暫定使用に当たっては、事前に暫定使用者の責任において関係法令等を確認し、事業実施時における法令適合のリスクは暫定使用者に帰属するものとします。

ウ 失格事項

申請した内容に反する等、本制度の目的から逸脱する場合は、暫定使用を中止していただくことがあります。

エ 災害等に関する事項

災害等が発生した場合には、暫定使用を中止していただくことがあります。


オ 周知に関する事項

本制度及び暫定使用に係る PR のため、幸田町ホームページや SNS 等に掲載することがあります。

カ その他

その他、本要項に記載の無い事項は、本町と協議の上、決定します。

【お問合せ】 幸田町環境経済部産業振興課商工観光グループ

 0564-62-1111（内線262）

メール sangyo@town.kota.lg.jp